

様式 3

町民意見等の概要及び各意見等に対する町の考え方

1 事案名

茨城町地域防災計画の改定（案）

2 意見提出者数 2 人

提 出 方 法	人 数
直 接 提 出	
郵 送	
F A X	
E メ ー ル	2 人
合 計	2 人

3 意見等の概要及び町の考え方

NO	意見の対象箇所	意見の概要	意見数	町の考え方（回答）
1	茨城町地域防災計画《改定概要》	改定概要であるが、改定そのものはまだ成立していない状況であり《改定案概要》とすべきである。	1	ご指摘のとおりであり、今後の業務の参考とさせていただきます。

2	地震災害対策計画編第1章第3節第4対策①(3)	当該項目に関しては特段の改正はされていないが、耐震補強の対象が昭和56年以前の建築に係るものに限定されている点の改正を要望する。 1) 指定緊急避難所・指定避難所・一時避難所、すべての避難所施設についての耐震診断及び必要に応じた耐震補強の実施を求めたい。昭和56年以降のいわゆる新耐震基準といっても、東日本大震災や相次ぐ地震の発生は、新耐震基準を遵守すれば足りるというものではないことは明白である。日々進歩している耐震技術等の知見を少しでも取り入れる取り組みを要望したい。 2) また、これまでの地域防災計画のもとで実施された補強改築等の実績を資料編に記載すべきである。特に「資料10 学校施設等の状況」には、それぞれの施設の築年月・耐震補強や改築実施年月等を記載すべきである。	1	町といたしましては、現行法に基づく耐震基準を確保することを基本とし、先進技術等の導入については、町の財政状況等を踏まえながら総合的に判断したいと考えております。 ご指摘を踏まえ、地域防災計画の趣旨に照らして、災害時に避難者が一定期間滞在することが想定される指定避難所の建築年及び耐震基準適合状況について記載することが適切と考えますので、資料5に記載いたします。
---	-------------------------	--	---	--

3	地震災害対策計画編第1章第3節第4対策①(4)	1) 各種備蓄項目が記載されているが、現在の備蓄状況について資料編に記載すべきである。 2) 「地域完結型の備蓄施設を確保し…」とあるが、現行地域防災計画のもとでこの施設は何箇所確保され、どのように施設運用がされているのか全く不明である。町が独自に施設を確保運用しているのであれば、その内容について資料編に記載すべきである。そもそも「地域完結型」とは何を意味するのか不明であり、その定義を明確にすべきである。意見提案者は数年来区の役員を拝命しているが、備蓄施設の有無さえ知らない。	1	備蓄状況については随時変化するものであることから、改定に一定の時間を要する本計画への記載ではなく、町ホームページ等での公表を検討させていただきます。 備蓄施設として、指定避難所12箇所に防災倉庫を設置しておりますので、資料5にその旨を記載いたします。運用方法につきましては、地震災害対策計画編第1章第3節第4対策②に記載のとおり、想定されるり災人口の概ね3日分を目標として各種物資の備蓄を行っているところです。「地域完結型」とは、災害時、外部からの供給を受けずに当該地域内の避難所等へ物資を提供できる体制を指しており、各防災倉庫への備蓄によりその体制を確保しております。
---	-------------------------	--	---	---

		3) 今回の改正では、個人のプライバシーの確保や感染症対策も兼ねて項目⑫～⑬が追加されたが、現実問題として改正前ではあるが現物は確保しているのか。また、感染症対策が運用された場合の指定緊急避難所・指定避難所における想定収容定員がどのくらいになるのか。場合によっては収容要件の想定も必要になりかねない中で、シュミレーションをしておく必要があり、その想定値を資料編へ記載すべきである。		間仕切りや簡易ベッド、感染症対策用資機材等について、既に備蓄を行っております。想定収容定員については、感染症の発生状況等により随時変化するものであることから、改定に一定の時間を要する本計画への記載ではなく、町ホームページ等での公表を検討させていただきます。
--	--	---	--	---

4	地震災害対策計画編第1章第3節第4対策①(5)	1) 本項目の追加は今後町職員等の大きな増員等見込めない中、自助・共助の考え方対応が求められる以上やむを得ないとする。 2) ついては、本改定主旨の住民への周知を進めるための施策、区や自治会等との共通認識の醸成のための施策等を町は考え実行しなければならない。それがなされなければ、運営の知識を普及するだけでは実効性は確保されない。考え方の周知普及についても併せてスケジュール化が必要とする。	1	令和4年度から、各地区における自主防災組織結成のための補助金制度を開始する予定です。当該制度を活用し自主防災組織を結成いただき、地域の防災意識の醸成を図るとともに、当該組織を通じた避難所運営等の連携について検討していきたいと考えております。
5	資料編	現行地域防災計画各項目の成果、進捗状況等とともに、今回の改定項目の実施スケジュール等の記載を求めたい。町広報媒体等に個別に記載されているかもしれないが、今回のような改定の機会にまとめて記載するのも一つの方法であると考え提案する。	1	地域防災計画は、総則(案)第3に記載のとおり基本的大綱を示すものであり、具体的な取組内容等については個別の計画等で定めるものとしていることから、スケジュールや進捗状況等についてもそれぞれの計画等においてお示しすることが適切と考えます。

6	地震災害対策計画編第1章第3節第5対策②(1)	1) 茨城町地域防災計画《改定概要》Ⅱの2の(1)-②との記載内容の矛盾について指摘したい。町地域防災計画《改定概要》2-(1)-②には、本人の同意の有無に関わらず避難行動要支援者名簿(以下名簿という)を効果的に利用し…とあり、地震災害対策計画編(案)第1章第3節第5の対策②-(1)では、当該名簿を利用するためには、あらかじめ避難行動要支援者本人の同意を得ることにより…とあり記述に矛盾が生じており、修正が必要である。	1	改定概要Ⅱの2の(1)の②の記載は、地震災害対策計画編(案)第2章第5節第6対策②(1)(102ページ)についての記載であり、災害が発生し、または発生するおそれがある場合の対応について記載したものです。ご指摘の地震災害対策計画編(案)第1章第3節第5対策②(1)は、平時の対応について記載したものであり、災害対策基本法においても、平時と災害発生時の取り扱いについて明確に区分されております。改定概要の記載については、ご指摘のとおり、平時から同意を得る必要がないとの誤解を与えかねない記載となっておりますので、文頭に「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、」との文言を追加します。
---	-------------------------	---	---	---

		2)「避難行動要支援者の把握方法」の項目から、現行地域防災計画と比べて、重要な考え方がふたつ欠落している。ひとつは名簿作成のための情報把握方法、もうひとつは個人情報取り扱いに留意する件である。特に前者は名簿作成の根幹にかかわることであり明示すべきである。現行計画には具体的な考え方の記載があり、各関係機関の保有する情報を共有し活用するとされている。国や県の指針(注1)では、災害対策基本法(以下災対法という)改正の前後にかかわらず町関係部局が保有する情報を共有利用する方法で名簿を作成するよう推奨している。 注1 平成27年3月茨城県福祉部制定「茨城県避難行動要支援者対策推進のための指針」(平成29年3月一部改正)第1編第4章1(1)、(2)の関係部局情報集約方式		地域防災計画は、総則(案)第3に記載のとおり基本的大綱を示すものであり、避難行動要支援者支援制度の詳細については別に定めることとしております。ご指摘の名簿作成のための情報把握方法については、茨城町避難行動要支援者支援制度実施要綱第5条に基づき、避難行動要支援者本人からの申請や、民生委員児童委員の協力のもと実施する調査によることとしております。なお、対象者の具体的な把握方法としましては、①町関係部局から情報を集約、②避難行動要支援者の要件に該当する方のリストを作成、③リストの方全員に通知し登録希望の有無を調査、④希望者を名簿に登録、といった運用となっております。
--	--	---	--	--

		3) 個人情報取り扱いに留意すべき件の欠落も見逃せない大切な事項である。作成が義務化された名簿は機微な個人情報の最たるものである。個人情報の保護に関しては法律が施行されて久しく、万人が周知していることを前提にしているかもしれないが、個人を主体とした地域生活の中、特に区や自治会等において体制が整備されているかというとはなはだ疑問である。個人情報取扱規定等の整備はまだまだと思われる。名簿は区や自治会等での利用も想定されているが、町行政として個人情報保護の体制整備の支援(注2)に向けた対応策を明示すべきである。 注2 区や自治会における個人情報の取扱に関する手法及び取扱規程等の整備に関する支援		地域防災計画は、総則(案)第3に記載のとおり基本的大綱を示すものであり、避難行動要支援者支援制度の詳細については別に定めることとしております。ご指摘の個人情報については、茨城町避難行動要支援者支援制度実施要綱第9条に基づき、支援に関係する者全員が適切に管理することとしており、名簿等を提供する際にもその旨を徹底するようお伝えしているところです。
--	--	---	--	---

7	避難行動要支援者支援制度の見直しについて	1) 現在既に、町社会福祉課所管で避難行動要支援者登録制度(以下登録制度という)が運用されているが、作成された名簿の負の実態(注3)について、所管部は知ってか知らずか放置している。実効性が伴わない名簿を渡される側(注4)は混乱するばかりであり対応(注5)が困難となっている。 2) この問題は地域防災計画の下位の事柄ではあるが、基本的な考え方が計画に明示されていないと計画の効果的な運用は難しくなる。所管部の裁量により改変が自由にできてしまう(注6)ことになる。 3) 登録制度は現行地域防災計画下で制定されたが、計画の主旨に沿わないので当然廃止すべきである。廃止できなければ大幅な改正をすべきである。 4) 廃止できない場合の大幅改正については、 ア、基本となる名簿は町が関係機関情報を集約作成する。 イ、登録制度は、要件を大幅に見直し、町作成名簿の補完的位置付けとする。 ウ、要件から「健常者」は除外し、年齢要件は設けない。 エ、要件外でも特に支援が必要と認められる者とか、要件に準ずる者で希望される者等とかの、例外規定は極力設けない。 オ、登録申請時の聴き取りある	1	避難行動要支援者支援制度については、災害対策基本法の規定に基づき実施しており、その運用方法の詳細については茨城県避難行動要支援者支援制度実施要綱において規定しております。制度の見直しにつきましては、ご意見を踏まえながら、慎重に検討を進めてまいります。
---	----------------------	--	---	--

		いは面談調査を必須とする。 注3 意見提出者が属する区で、社会福祉課から提供された名簿の登録者に聴き取り調査を実施したところ、登録者全数26名中、42.3%の11名は健常者であり、65歳以上の独居者あるいは65歳以上の高齢夫婦のみ世帯が、現在は避難能力に支障があるわけではないが、将来的に支援が必要になると困るから今のうちに登録申請をしたという回答であった。健常者に支援者を張り付けるなど不要な対応を強いられ、所管部に是正を求めたが改善されず、現在もそのままの状態となっている。 注4 名簿の提供を受ける側として、区や自治会を想定している。 注5 要支援者との関係構築、支援者の選定、個別支援計画の作成等、災害発生時に向けた被害軽減のための事前しておくべきいろいろな対応。 注6 町社会福祉課による、地域防災計画の主旨に反した登録制度の制定。		
--	--	--	--	--

8	名簿利用にあたって本人同意が必要か否かについて	・意見 6-(1) で矛盾を指摘したが、改正された災対法や県指針から本人の同意を得ることは必要と考える。町関係部局が保有する情報を共有利用する方式で、名簿を作成することについて本人同意は不要であるが、平時からの名簿利用にあたっては本人の同意が必要であり、同意を得る対応が必要となる。同意を得られない者に対しての対応も更に考慮していかねばならないと考える。 ・現行登録制度の利点は、登録者から平時からの名簿利用の同意を取り付けているところである。上記意見 7 のアにより作成された名簿掲載者との比較で漏れた者のみに対し、本人同意を得る対応をすれば足りることになる。	1	6 の 2) の回答のとおり、避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、必ず本人の意思を確認することとしております。
---	--------------------------------	---	---	--

9	原子力災害対策 計画編第 1 章第 1 節	次の文言を追加する。 大洗町、東海村に立地している数多くの原子力施設は本町に極めて近い位置にあり、本町にとって、原子力災害はいつでも起き得るものという認識を町民の間に広げ、本防災計画は普段から充実を図り実効性のあるものとしていく。 (理由) ウクライナ原発や原子力研究施設がロシア軍の砲撃を受けたことは、核施設が戦争の標的となり、核兵器になり得るという現実を示した。大洗町にある原子力機構のHTTRは再稼働され、前例の無い各種の試験が行われている。本町の地域防災計画は、「一応、作成してある」というレベルに止めず、実効性を高め、避難訓練も実施して、町民へ周知徹底を図る必要があると考えます。	1	原子力災害対策編(案)第2章第14節4(2)において、「原子力防災対策の基礎知識等を周知する」と記載しております。町としましては、当該記載に基づき、様々な方法で原子力災害対策について周知してまいります。なお、計画の実効性については、ご指摘のとおり、今後も充実を図ってまいります。
---	-----------------------------	--	---	--

10	原子力災害対策 計画編第 1 章第 4 節 1	次の文言を追加する。 国の原子力災害対策指針には、「廃止措置計画の認可を受けかつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されていれば、その原発はおおむね半径 5 km を U P Z とする」という規定があり、東海第二発電所も適用の対象となり、本防災計画の対象外となり、本町の東海第二発電所を対象とする広域避難計画は不要となる」 （理由）廃炉に進んだ場合には、東海第二発電所の U P Z は 30km だったのが、おおむね半径 5 km となり、本町は範囲外となる。このため、本計画の対象外となり、広域避難計画も不要となる。このことを明示すべきと考えます。	1	原子力災害対策計画編及び広域避難計画は、原子力災害対策指針等に基づき、必要に応じて作成するものです。計画が不要となる場合についての記載は、計画の趣旨に照らして適さないものと考えます。
----	-------------------------------	---	---	--

11	原子力災害対策 計画編第2章第 3節1	「国や県、関係市町村が、『茨城県原子力防災連絡協議会』の場等を通じて、平常時より密接な連携を図る」と言う様な文言がある。これは、現行の計画にもあり、県の防災計画にもあるが、この「茨城県原子力防災連絡協議会」は、「平常時より」と言う文言からすると、事故発生後に作るものではなく、事故発生に備えて協議しておくためのものであることは明らかと思うが、現に実在するのか。実在する場合は、どういう構成になっているのか。いつ会議を開催し、どのような会議だったのか詳細に示していただきたい。別な名称の協議会が存在するのであれば、それを示していただきたい。	1	「茨城県原子力防災連絡協議会」は原子力災害対策特別措置法の対象となる県内の原子力事業者に係る原子力災害対策に関し、国、県、市町村、原子力事業者等が相互に協力して緊急事態応急対策等を円滑に実施できるようにするため、原子力防災に係る訓練の計画及び評価に関すること等を主な連絡協議事項として平成13年に設置された会議であります。ここ数年内の開催はございませんが、町としましては、茨城県地域防災計画に基づき、平常時より関係機関との密接な連携を図る場のひとつとして、本計画に記載しております。
----	---------------------------	--	---	--